○違法駐車行為に係る車両の車輪止め装置の取付け及び取除き並びに違法駐車車両の移動等措置要領の制定について（概要）

（昭和６２年福岡県警察本部内訓第１３号）

この内訓は、違法駐車行為に係る車両の車輪止め装置の取付け及び取除き並びに違法駐車車両の移動、保管、返還、公示、売却、廃棄、所有権の県帰属等の移動等措置に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

○　車輪止め措置
○　移動の措置
○　保管の措置
○　返還の措置
○　違法駐車車両等の措置の報告
○　返還することができない車両の措置
○　負担金の収納手続等
○　委託料の支払い
○　積載物があった場合の措置
○　報告
○　関係書類の保存

などの項目からなっている。